

事業者の負担する総額	設置費用	円
	維持管理費用	円
うち届出者の負担費用	設置費用	円
	維持管理費用	円

隣接緑地等の配置に関する概略図
その地の説明

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき正設工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を兼ねた金額）それぞれを記載すること。
2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を兼ねた金額）のそれぞれを記載すること。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
○文部科学省令第十五号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）、独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号）、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

文部科学大臣 河村 建夫

平成十六年三月三十一日
国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

- 第一条 次に掲げる省令は、廃止する。
 - 一 産業教育手当支給規則（昭和三十三年文部省令第十七号）
 - 二 国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和三十六年文部省令第九号）
 - 三 国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）
 - 四 奨学金付金委任経理事務取扱規則（昭和三十九年文部省令第十四号）
 - 五 国立久里浜看護学校組織運営規則（昭和四十八年文部省令第二十二号）
 - 六 教育公務員特例法施行令第一条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令（昭和五十年文部省令第十二号）
 - 七 大学共同利用機関組織運営規則（昭和五十二年文部省令第十二号）
 - 八 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく大学共同利用機関において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令（昭和五十七年文部省令第三十一号）
 - 九 大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）
 - 十 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく大学評価・学位授与機構において任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令（平成三年文部省令第四十一号）
 - 十一 国立学校財務センター組織運営規則（平成四年文部省令第二十六号）
 - 十二 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく国立学校財務センターにおいて任用される外国人の国立の大学の教員に相当する職員等の任期に関する省令（平成四年文部省令第二十九号）

- 十三 大学の教員等の任期に関する法律第六条の規定に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令（平成九年文部省令第三十四号）
- 十四 教育公務員特例法施行令第八条第一項及び第十条ただし書の規定に基づき国立高等専門学校教員及び助手に関する国家公務員退職手当法の特例の適用対象を定める省令（平成九年文部省令第三十七号）
- 十五 国立大学の学科及び課程に関する省令（平成十四年文部科学省令第五号）

（学校教育法施行規則の一部改正）

第二条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。
第七條の六中「地方公共団体」の下に「（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）を含む）」を加え、第三條第一項第一号を、第三條第一号に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設立する公立大学法人に変更する場合の設置者の変更についての認可の申請は、認可申請書に、当該地方公共団体が、変更前及び変更後の第三條第一号から第五号までの事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第三条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。
第十三條中「国立及び私立の学校」を「学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校」に改める。

（学校施設の確保に関する政令施行規則の一部改正）

第四条 学校施設の確保に関する政令施行規則（昭和二十四年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「令」というを「令」というに改め、国立学校については官報により、公立学校については「を削る」。

（学位規則の一部改正）

第五条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。
目次中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。
第一条中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。
第三章 大学評価・学位授与機構が行う学位授与を、第三章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第六条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十二條の二中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。
第二十九條中「国」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む）」を、「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人を含む）」を加える。
第六十條第一項中「国立の大学において行う」を削り、「百円」の下に「を基準として試験を行う」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。
第六十七條の二中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行規則の一部改正）

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行規則（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。